

目標管理型行政運営システム実施要領

1 趣 旨

この実施要領は、目標管理型行政運営システム実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第 11 の規定に基づき、目標管理型行政運営システムの実施に関する手続を定めるものとする。

2 目標管理の対象

- (1) 部等の達成目標
- (2) 部等の業務目標
- (3) 課等の事務事業

3 目標管理の単位

実施要綱第 5 の規定により設定する部等の達成目標及び業務目標については、次の単位で管理する。

- (1) 部等の達成目標
原則として部等の単位で管理することとする。
- (2) 部等の業務目標
部等の施策単位で管理する。ただし、警察本部においては、所管する施策単位で作成する。
- (3) 事務事業の設定
課等の単位で管理する。ただし、警察本部においては、所管する事業単位で、事業を所管する部署が作成する。

4 目標管理の実施方法

(1) 様式

部等の長は、別に定める記載要領により、次の様式を用いて目標の設定を行う。

- ア 各部施策推進方針（別紙様式 1）（以下「施策推進方針」という。）
- イ 各部施策推進体系表（別紙様式 2）（以下「施策推進体系表」という。）
- ウ 各部業務執行計画（別紙様式 3）（以下「業務執行計画」という。）

なお、教育委員会の所管する業務においては、「北海道教育委員会の事務の点検及び評価に関する実施方針」に基づいて規定する調書とする。

- エ 事務事業実施方針（事務事業評価調書）（事務事業評価実施方針別紙様式）

(2) 提出先

前項の様式の提出先は、別に定める。

(3) 提出期日

施策推進方針、施策推進体系表、業務執行計画及び事務事業実施方針の提出期日は、別に定める。

(4) 留意事項

施策推進体系表の作成に当たっては、施策推進方針及び業務執行計画の関連が明確になるよう留意する。

(5) 総合調整

総合政策部政策局は、総務部行政改革局行政改革課と連携し、提出された様式の内容につ

いて、総合計画、知事公約、特定分野別計画等との整合性及び妥当性を確認し、必要に応じて見直しを行うよう部等との調整を行う。

5 目標達成状況の評価方法

(1) 部等の達成目標の達成状況の評価方法

成果指標の進捗状況の把握や基本評価の結果等を踏まえ、別に定める実施方針に基づき、施策推進方針に登載した部等の達成目標の達成状況の点検・検証を行う。

(2) 部等の業務目標の達成状況の評価方法

施策評価実施方針に基づき、各部業務執行計画に登載した施策ごとに設定した業務目標の達成状況について、成果指標等を用いて点検・検証を行う。

(3) 事務事業の推進状況の評価方法

事務事業評価実施方針に基づき、事務事業実施方針（事務事業評価調書）に整理した事務事業について評価を実施し、施策ごとに設定した部等の業務目標の達成に向け、個々の事務事業が効果的に実施されているかという観点から、進捗状況の点検・検証を行う。

6 目標等の見直し

部等の達成目標及び業務目標については、次年度の予算及び組織機構の決定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(1) 部等の達成目標の見直し

基本評価の結果や部等の業務目標の見直し結果を踏まえた上で、社会経済情勢や道民ニーズの変化等を考慮し、必要に応じて部等の達成目標の見直しについて検討を行い、次年度に施策推進方針及び業務執行計画を作成する際に反映する。

(2) 部等の業務目標の見直し

基本評価の結果を踏まえ、必要に応じて部等の業務目標の見直しについて検討を行い、次年度に業務執行計画を作成する際に反映する。

7 目標管理に関する情報の公表

目標管理に関する情報（実施要領 4 の様式）については、積極的かつ速やかな公表に努めるとともに、当該目標を管理する部等においても、北海道のホームページへの掲載などを行うものとする。

8 留意事項

(1) 実施要領 4 の様式の作成に当たっては、公表を念頭に置いて、道民にとってできるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努める。

(2) 目標管理の実施等に当たっては、政策評価基本方針との整合性に十分留意する。

(3) 部等の長は、目標管理の基準日以降において、施策や事業内容等に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部政策局と協議する。

9 実施に係る細目

その他目標管理型行政運営システムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。